平成２４年（フ）第４３号
高知県吾川郡仁淀川町土居甲704番地２
債務者　髙橋　有吾
1　決定年月日時　平成24年11月28日午後３時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２４年（フ）第４３７号
大分県別府市大字鶴見458番地の11安部信ビル402号
債務者　佐藤　美香
1　決定年月日時　平成24年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第４４８号
大分市大字奥田４の４番地
債務者　佐藤　和則
1　決定年月日時　平成24年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第３３８号
宮崎市大塚台西２丁目１番地３　都市機構住宅１号棟604号
債務者　井上　京子（旧姓花田）
1　決定年月日時　平成24年11月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３４０号
宮崎市大字熊野1407番地
債務者　新谷　英光
1　決定年月日時　平成24年11月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１７１号
宮崎県延岡市大門町2804番地１　コーポ大門107
債務者　佐藤　博文
1　決定年月日時　平成24年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２４年（フ）第１７３号
宮崎県東臼杵郡門川町大字門川尾末8600番地69　町営住宅51棟１号
債務者　黒木　　誠
1　決定年月日時　平成24年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２４年（フ）第１７６号
宮崎県日向市大字財光寺4063番地
債務者　今　　大覚
1　決定年月日時　平成24年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２４年（フ）第１０５号
鹿児島県姶良市加治木町本町388番地
債務者　東木　秀樹
1　決定年月日時　平成24年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２４年（フ）第１０７号
鹿児島県霧島市霧島田口15番地
債務者　神園　瑞江
1　決定年月日時　平成24年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２４年（フ）第１６７号
青森県八戸市小中野１丁目４番45号　川代住宅５号、前住所青森県八戸市柏崎４丁目14番42号　メゾンアマビール205
債務者　赤坂　真希
1　決定年月日時　平成24年11月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２４年（フ）第１６８号
青森県八戸市大字鮫町字小長根６番地２
債務者　木村　　清
1　決定年月日時　平成24年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２４年（フ）第１１４号
徳島県徳島市上助任町蛭子87番地の３、旧住所徳島県徳島市川内町鈴江北57番地の４
債務者　伊藤信太郎
1　決定年月日時　平成24年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１７２号
徳島県名西郡石井町藍畑字高畑1214番地５
債務者　島崎　良一
1　決定年月日時　平成24年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１９９号
徳島県徳島市北矢三町４丁目２番45―541号
債務者　佐々木美千代
1　決定年月日時　平成24年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２４０号
徳島市国府町芝原字南芝原86番地
債務者　前川　晶子（旧姓三宅）
1　決定年月日時　平成24年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２５７号
徳島県板野郡藍住町奥野字猪熊169―１―103
債務者　岡久　正人
1　決定年月日時　平成24年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
徳島地方裁判所民事部